

議案第16号

佐倉市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年8月27日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

第1条 佐倉市中小企業資金融資条例（平成5年佐倉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条第23項」を「第2条第20項」に改める。

第3条第4項第1号中「第2条第23項第1号」を「第2条第20項第1号」に改め、同項第2号中「第2条第23項第2号」を「第2条第20項第2号」に改め、同項第3号中「第2条第23項第4号」を「第2条第20項第4号」に改め、同項第4号中「第2条第23項第5号」を「第2条第20項第5号」に改め、同項第5号中「第2条第23項第6号」を「第2条第20項第6号」に改め、同条第5項第1号中「第2条第23項第1号」を「第2条第20項第1号」に改め、同号エ中「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に、「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に改め、同項第2号中「第2条第23項第2号」を「第2条第20項第2号」に改め、同項第3号中「第2条第23項第4号」を「第2条第20項第4号」に改め、同項第4号中「第2条第23項第5号」を「第2条第20項第5号」に改め、同項第5号中「第2条第23項第6号」を「第2条第20項第6号」に改める。

第2条 佐倉市中小企業資金融資条例の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条第20項」を「第2条第24項」に改める。

第3条第4項第1号中「第2条第20項第1号」を「第2条第24項第1号」に改め、同項第2号中「第2条第20項第2号」を「第2条第24項第2号」に改め、同項第3号中「第2条第20項第4号」を「第2条第24項第4号」に改め、同項第4号中「第2条第20項第5号」を「第2条第24項第5号」に改め、同項第5号中「第2条第20項第6号」を「第2条第2

4項第6号」に改め、同条第5項第1号中「第2条第20項第1号」を「第2条第24項第1号」に改め、同号エ中「第113条第1項」を「第127条第1項」に改め、同項第2号中「第2条第20項第2号」を「第2条第24項第2号」に改め、同項第3号中「第2条第20項第4号」を「第2条第24項第4号」に改め、同項第4号中「第2条第20項第5号」を「第2条第24項第5号」に改め、同項第5号中「第2条第20項第6号」を「第2条第24項第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。